

建設コープおおさか

〒550-0012 大阪府大阪市西区立売堀 1-8-9
http://www.kensetu-co-op.com 電話:06-6533-1675

リフォーム事業者の必携とは

“安心・信頼できる会社に依頼したいけど、判断基準が解らない、見えずらい”

*** お客様が求めること ***

- ・安心・信頼できる具体的な理由を示してほしい。
- ・マナー、態度や対応などで安心・信頼感を与えて欲しい。
- ・第三者が認定する安心・信頼の証を判断基準にしたい。

【人材育成と確保】

マナー教育は、信用・信頼を得るうえでとても重要です
お客様が生活している空間で工事を行うリフォームは、工事をする人たちのマナーがとても重要で、特に女性のお客様はマナーに対して敏感で、「マナーが悪いから、二度と頼みたくない」といった声をよく耳にします。

また、初めてのお客様と面談した時にマナーがよいと、一気に好感度がアップします。
自社員はもとより、協力会社の人たちにもマナーの重要性を説き、具体的にどう対応すべきかを指導する「マナー教育」を行いましょ。お客様はマナーがよい会社を信用・信頼することを忘れず、マナーを守ることを日々徹底しましょ。

【信用・信頼の証明】

お客様にとってリフォームは、高額な費用を支払う、大きな買い物です。
誰もが「信用・信頼できる会社に頼みたい」と思っていますが、最初のうちは判断材料が少なく「この会社に任せてよいか」を迷います。そこで、お客様との接点の入口で「信用・信頼できそうな会社」と思ってくださいためには、建設業法等の法令遵守(コンプライアンス)や労災・賠償保険への加入など、責任をもって業務を遂行できる企業姿勢・体制の整備が必要となります。これらが整っていれば、お客様の信用・信頼の向上はもとより、従業員の皆さんも安心して働けます。



ここがポイント

一目でわかる信用・信頼の根拠が必要です。

信用・信頼はお客様との交流の中で徐々に築き上げていくものです。しかし、交流の浅い段階では、お客様は貴社の信用・信頼度を計りにくく、時には不安になることもあります。そこで重要なのは、マナーをはじめとした、一目でわかる信用・信頼して頂ける根拠をお客様に提示することです。「付き合ってもらえばわかる」から「一目でわかる」ことも重要と発想を転換しましょ。



・3月の行事報告

2021 年度第 5 回理事会報告
日時：2022 年 3 月 29 日(火)

18：30～20：00

場所：建設コープおおさか会議室

【報告】

1. 4月～3月29日までの損益報告

2. 組合存続の件

【議案】

1. 組合存続の件

2. 共同購入の件

3. 総会の件

2022 年 5 月 26 日(木)18：30～

4. 次回理事会開催予定

2022 年 4 月 21 日(木)18：30～

「大阪府からのお願い」

新型コロナウイルス感染症拡大防止に
向け対応について

【府民等への要請】

○区域 大阪府全域

○要請期間

令和 4 年 4 月 25 日～5 月 22 日

(ただし、今後の感染状況に応じて要請内容の変更を判断)

○実施内容

(1) オミクロン株の特性を踏まえた感染防止対策

①府民への呼びかけ

・高齢者の命と健康を守るため、高齢者及び同居家族等日常的に接する方は、感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛

・高齢者施設での面会時は、感染防止対策を徹底

・高齢者の同居家族が感染した場合、高齢者の命を守るため、積極的に宿泊医療施設等においての療養

・高齢者に症状がある場合、早めに検査の受診

②高齢施設への要請

・面会時を含め、施設での感染防止を徹底

・入居系・居住系施設の従事者の頻繁検査実施

・施設で陽性者や疑似症患者が発生した場合、

配置医師、連携医療機関、往診医療機関と連携し速やかな治療に協力すること

知っておくべき国の政策とリフォームトピックス

すべてのリフォーム事業者が必須の取組み

石綿(アスベスト)対策の徹底

石綿関連規則が改定され、解体を伴う住宅改修工事について有資格者による事前調査(令和5年10月施工)と

結果の保存、報告(令和4年4月施工)等が必要に!

*アスベストとは?

- ・耐火・耐熱・防音等に優れた天然の鉱物。建築材料に多く使われてきた
- ・肺がんや中皮腫等健康被害を引き起こす可能性あり
- ・現在日本では製造・使用等が禁止されているが、住宅を含めた建築物等に残留されている

*どんな部位にアスベストが使われている?

アスベストが使用される建材例

レベルの分類	発じん性	建材の種類
レベル1	著しく高い	石綿含有吹付け材
レベル2	高い	石綿含有保温材 耐火被覆材、断熱材
レベル3	比較的低い	その他の石綿含有材料 (成形材など)

*建物解体時に必須の「事前調査」令和5年10月から義務化

解体工事等を行う場合、特定建築材料(石綿等)使用の有無について事前調査をし、発注者への調査結果を書面で説明する必要がある。

*解体、改造、補修作業を伴う建設工事(規模等に関わらず全ての解体等工事が事前調査の対象)

*事前調査の流れ

・①設計図書等による「書面調査」と、②現地における「目視調査」の2ステップによって実施

・①②の調査で判断できない場合③「分析調査」によって判断

*「報告」について 令和4年4月から義務化

・元請け業者は事前調査結果を都道府県等へ遅滞なく報告

・特定建築材料の種類毎の有無、延べ床面積当を報告

・原則、電子システムによる報告

(報告システム「gBizID」への登録が必要です)

*令和5年10月1日から有資格者による調査の義務付けが施工

事前調査は行うことができるのは?

①特定建築物石綿含有建材調査者(特定調査者)

②一般建築物石綿含有建材調査者(一般調査者)

③一戸建て等石綿含有建材調査者(一戸建て等調査者)

④令和5年9月30日以前(一社)日本アスベスト調査診断会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き登録されている者



【編集後記】

2年前ぐらいからPM2.5アレルギーになり鼻炎になってしまった。そして、頻繁に咳もできるようになり、今では喘息の薬を処方してもらい吸入している。以前母がよく鼻をかんでいたことがあった。そして、ティッシュを配っている場に遭遇すると、わざわざ近くまで行き手を差し出していたのを思い出す。私も母の年齢に近づいてきたのだと。年老いてくると、外出先でのティッシュが最必需品ということも最近気付かされ、日々過ごしています

